

津山市監査委員告示第3号
令和5年4月21日

地方自治法第199条第14項の規定により令和4年度公の施設の指定管理者監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 和田 賢二
津山市監査委員 岡 安 謙 典

監査の対象

指定管理者：城西まちづくり協議会

施 設 名：作州民芸館

所 管 部 署：観光文化部歴史まちづくり推進室

監査結果報告日

令和5年3月22日

措置等の内容

[城西まちづくり協議会]

(1)	仕様書17(3)に規定されている緊急時対策及び防犯・防災についてのマニュアルが作成されていなかった。事故・災害等が発生した場合に速やかに応急処置を講じられるようマニュアルを作成されたい。	
区 分 (該当に○印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措 置 等 の 内 容	現在マニュアルを作成中	

[城西まちづくり協議会]

(2)	警備及び消防用設備点検を第三者に委託しているが、市の承諾を受けていなかった。協定書第15条第1項の規定に基づき事前に市の承諾を得るよう改められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措 置 等 の 内 容	令和4年度からの新たな基本協定書では、業務の一部を第三者に委託する場合は、市に届出を行うことと規定されており、令和5年3月22日付けで届出を行った。	

(3)	利用申請者に対し利用許可書を交付していない事例があった。作州民芸館条例施行規則第3条の規定に基づき適正に事務処理されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措 置 等 の 内 容	指摘いただいた以降、適正に事務処理をしている	

(4)	利用料金の設定について、市長の承認が確認できなかった。作州民芸館条例別表第1と同額の場合であっても、同条例第11条第2項及び第3項の規定に基づき承認を得られたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措 置 等 の 内 容	令和5年3月22日付けで利用料金案を申請し、3月24日付けで承認を得た。	

(5)	冷暖房装置を利用する場合の料金について、算出した金額の10円未満の端数を切り捨てずに徴収していた。作州民芸館条例第10条の規定に基づき適正に事務処理されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措 置 等 の 内 容	指摘いただいた以降、適正に事務処理をしている	

(6)	第1研修室及び第2研修室の利用料金の減免を行っているが、その経緯等が文書で確認できなかった。減免の理由や根拠等は必ず文書で記録・保管し、透明性のある事務処理に改められたい。 また、自主事業として機織り機を第2研修室に展示しているが、自主事業を行う場合は業務計画書を提出し、事前に所管部署の承諾を受けるよう改められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措 置 等 の 内 容	第1研修室の利用については、規定どおりの料金を徴収する。また、減免を行う場合は、文書の記録・保管を行う。 第2研修室を使用した自主事業としての展示については、令和5年度から事業実施計画に記載し、市の承認を受けた。	

[観光文化部歴史まちづくり推進室]

(7)	利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとなっているが、作州民芸館条例第11条第2項及び第3項に規定する手続が確認できなかった。また協定書第47条第2項の自主事業についても同様であった。それぞれの規定に基づき適正に事務処理されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	令和5年度からは基本協定書の規定に基づき、適正に処理する。	

[城西まちづくり協議会・観光文化部歴史まちづくり推進室]

(8)	協定書で毎年度の提出及び確認を行うこととなっている業務計画書について、指定管理者及び所管部署は指定管理者募集時の業務提案書を業務計画書と見なしていた。協定書第21条第1項の規定に基づき、毎年度期日を示し業務計画書の提出及び確認を行うよう改められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	令和5年度からは基本協定書の規定に基づき、毎年度、業務計画書の提出及び確認を行う。	